

①開 会

<教 育 長>

それでは、ただいまから、令和 7 年山形県教育委員会 9 月定例会を開会いたします。

<教 育 長>

議事等に先立ち、申し上げます。
先ほど、1 名の傍聴の申出があり、これを許可しましたので、御了承願います。

②会議録署名委員の指名

<教 育 長>

会議録署名委員に、工藤委員と和田委員を指名いたします。

③会期の決定

<教 育 長>

会期は、本日一日としていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<教 育 長>

御異議なしと認め、会期は本日一日に決定いたします。

④議 事

<教 育 長>

これより議事に入ります。
議第 1 号「山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時専決処理の承認について」、教職員課長より説明願います。

<教 職 員 課 長>

提案理由についてですが、災害関係の特別休暇について、取得事由を拡充するために規定の整備を図るものです。9 月 9 日に施行するため、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則第 5 条第 1 項の規定により、専決処理をしましたので、同条第 2 項の規定により承認を求めるものです。

改正の概要については、近年の豪雨災害等の風水震火災その他天災地変により、職員の現住居が滅失した等の場合に、必要と認められる期間取得可能であった特別休暇について、職員以外の現住居が滅失した場合でも取得可能としたものです。

具体的な職員以外の現住居の範囲は、「県教育委員会が別に定める」こととして、次の 2 つのいずれかの場合を定めております。1 つ目は単身赴任している職員の配偶者等の現住居が滅失した場合です。2 つ目は災害対策基本法に基づく非常災害対策本部が設置されるなどの激甚災害が発生した場合に、職員の現住居以外の住居又は 6 親等内の血族若しくは 3 親等内の姻族の住居が滅失した場合となります。

施行期日は令和 7 年 9 月 9 日としており、知事部局等職員に適用され

る人事委員会規則も同日に施行されております。
説明は以上です。

＜教 育 長＞ ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

＜教 育 長＞ なければ、原案のとおり承認してよろしいですか。

＜各 委 員＞ 異議なし。

＜教 育 長＞ 御異議なしと認め、議第 1 号は原案のとおり承認いたします。

＜教 育 長＞ 次に、議第 2 号「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」、教育政策課長より説明願います。

＜教育政策課長＞ 議 2－1 を御覧ください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果について、報告書を作成し、県議会に提出するとともに、公表するとされているため、お諮りするものです。

議 2－2 を御覧ください。「2 点検・評価の対象」ですが、第 6 次山形県教育振興計画後期計画（以下「6 教振」という。）に基づき、令和 6 年度に県教育委員会が重点的に取り組んだ事務事業が対象となっております。

「3 学識経験者の知見の活用」については、9 月 1 日に行った第 7 次山形県教育振興計画推進委員会において御意見をいただいたところです。

「4 スケジュール」については、本日御可決いただきましたら、県議会に提出するとともに、県ホームページにおいて公表します。

議 2－3 を御覧ください。こちらは点検評価報告書の案です。

議 2－4 の目次を御覧ください。報告書の構成については、「第 1 部」が「教育委員会の活動状況」、「第 2 部」が「教育委員会の事務の点検・評価」です。

議 2－5 から議 2－7 までについては、「第 1 部」として定例教育委員会、教育懇談会、教育委員協議会、総合教育会議の開催状況について整理しております。

議 2－8 を御覧ください。「第 2 部」として、6 教振に基づいて重点的に取り組んだ事務事業の実施状況や評価等を整理しております。構成としては、6 教振の基本方針を主要施策ごとに表の左から「目標」、目標達成のために実施した「事業実施状況」、「達成状況と評価」、「今後の対応・改善点等」と整理しております。

議 2－44 を御覧ください。目標指標の達成状況の概要です。42 項目の目標指標を設定しておりますが、このうち「達成」が 13、「概ね達成」が 9、「未達成」が 14 などとなっております。令和 5 年度の「達成」、「概ね達成」が 21 項目に対して令和 6 年度は 22 項目となり、一定の前

進が見られたものと考えております。

なお、それぞれの評価結果については、後ほど御覧いただければと存じます。

ここからは6教振の柱立てに沿って主なものを御説明申し上げます。議2-8御覧ください。「主要施策1「いのちの教育」の推進」、目標「①自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合」は、「概ね達成」から「達成」へと進捗が見られました。関連して、「先生がよいところを認めてくれている」と思う児童生徒や「普段の生活の中で幸せな気持ちになることがある」児童生徒の割合はともに9割近くとなり、自尊感情の高まりが見られたところです。

次に、議2-16を御覧ください。「主要施策6 健やかな体の育成」、目標「⑧毎日朝食を摂っている児童生徒の割合」は未達成でした。こちらは、全国平均よりは割合が高かったものの、全国的に低下傾向にあり、睡眠不足による食欲の低下等が要因の一つであると考えられるところです。

次に、議2-18を御覧ください。「主要施策7 主体的・協働的な学びによる確かな学力の育成と個々の能力を最大限に伸ばすための環境整備」の目標「⑩全国学力・学習状況調査で正答率が全国平均以上の科目数」については、小学校、中学校ともに理科が全国平均を上回りましたが、算数・数学において全国平均を下回りました。

また、「⑪国語、算数・数学、理科の勉強が好き」と答える児童生徒の割合が全国平均を上回る教科は6科目中5科目であることから、教科への関心・意欲は高い傾向です。

次に、議2-29を御覧ください。「主要施策11 特別支援教育の充実」の目標「⑫障がいのある幼児児童生徒に対する「個別の指導計画」の作成率」については、小学校、中学校、高等学校ともに高い達成率となっております。

次に、議2-31を御覧ください。「主要施策12 子どもの学習意欲を喚起する環境づくりの推進」の目標「⑬月平均の超過勤務時間が80時間を超える教員数」については、目標は未達成であったものの未達成者数は年々減少傾向を示しております。

次に、議2-37を御覧ください。「主要施策17 学校・家庭・地域の連携・協働の推進」の目標「⑭地域学校協働本部の仕組みを生かし、地域住民等との協働による活動が行われている公立小中学校の割合」については、目標を達成しており、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進に関する意義と重要性の理解が進んでいると考えております。

説明は、以上です。よろしくお願いいたします。

<教 育 長>

ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<小 関 委 員>

子どものスポーツの実施率が未達成となっているところ、目標指標が「1日60分以上」となっていますが、この60分以上という目標設定自

体が現状にそぐわないものになっているのではないかと思います。今の子ども達は習い事も増えており、毎日 60 分以上の時間を確保できないのではないかと気になるところです。未達成となった要因分析はいかがでしょうか。

<教育政策課長>

実績については昨年度より若干改善しておりますが、やはりコロナ禍で数値が落ち込み、現在はその回復期にあると考えております。一方で、スマートフォンの普及等もあり、数値の戻りがよくない状況であると分析しております。

<小 関 委 員>

人生 100 年時代と言われている中で、肩を後ろに回せなくなる健康障がいを持つ高齢者が増えていると聞きます。また、子ども達のスポーツテストにおけるボール投げについて、約 30 年前は平均 30 メートルであったものが、現在は平均 20 メートルとなっているようです。今の子ども達が将来、高齢者になったときに、現在の健康障がいに加えてさらなるものが生じないよう、子ども達がスポーツをする意義は大きいものと思います。子どものスポーツ実施率を時間で捉えた場合、その時間で行うスポーツは様々な態様になってしまうと思われますので、個人的には、時間ではなく、逆立ちができる、腕立て伏せが何回できるなどの目標指標の設定が望ましいと思います。

<教 育 長>

第 7 次山形県教育振興計画における子どものスポーツ実施率の目標指標がどのように設定されているか説明願います。

<教育政策課長>

第 7 次山形県教育振興計画では、「1 日 60 分以上」という目標指標ではなく、子どものスポーツ関係では「スポーツが好きな児童生徒の割合」、生涯スポーツ関係では「成人のスポーツ週 1 回程度実施」という目標指標としております。

<工 藤 委 員>

子ども達の徒歩通学や自転車通学は立派な運動でありましたが、学校の統廃合が進む中で、学校のエリアが広くなり、スクールバスで通学する子どもや、安全安心のために親が子どもを送迎することが増えている現状があると思います。このような中で子ども達が運動するためには、学校教育以外の、地域などで日常的に運動に結び付けていく仕掛けが必要だと思います。新庄市では除雪をエクササイズと捉えて、それを運動として推進しています。その他にも、ボランティアとエクササイズを組み合わせるなど、日常的に体を動かす作業と運動を組み合わせ、それを推進していくことが必要と感じました。

<丹 治 委 員>

目標指標の中に、「将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合」という項目があり、これを達成することはとても良いことと思いますが、大きな目標を持っていないとそれは目標ではないと認識してしまう可能性もあると思われます。ちょっとした目標であっても、それに向かっ

て自分が頑張って取り組んでいるのであれば、それは立派な目標と思いますので、夢や目標についての子ども達への伝え方に工夫が必要と思います。

また、「読書が好きな児童生徒の割合」という目標指標について、字を読むことに抵抗がある子どもでも、今は聞く読書というものもありますので、それも含めて子ども達に読書を進めていくことで、この目標指標の数値も上がってくるのかなと思いました。

<和田委員>

「いのちの教育」の推進の項目において、「自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合」が小学生と中学生で 87 パーセントを超えており、これは本県の強みであり、もっとアピールしても良い部分と思います。自己肯定感が高いということは自分の基礎となり、それが自分の将来につながっていくものと考えます。先ほど丹治委員からもありましたが、将来の夢と聞かれるときちんとした職業を言わなければならないと身構えがちですが、どのようなことに興味がありますかという聞き方をされると、子ども達もより身近なものとして語る事ができるのではないかと感じました。

<教育長>

ほかになれば、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各委員>

異議なし。

<教育長>

御異議なしと認め、議第 2 号は原案のとおり可決いたします。

<教育長>

次の議第 3 号は人事に関する案件であり、議第 4 号は議会提案前の案件であることから、これより秘密会としていかがですか。

<各委員>

異議なし。

<教育長>

御異議なしと認め、これより秘密会といたします。

《 議第 3 号及び議第 4 号は秘密会にて審議 》

⑤閉会

<教育長>

以上を持ちまして、教育委員会を閉会いたします。